

3 第六十一条の二及び商法第百条の規定は、第一項の規定による優先資本の減少を行う場合について準用する。この場合において、第六十一条の二第一項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、同法第百条第一項中「合併ノ決議ノ日」とあるのは「資本減少ノ決定ノ日」と、「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と、同条第二項及び第三項中「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（商法の準用）

第百十八条の十 商法第三百七十七条（株式の併合）の規定は前二条の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について、同法第三百八十条（資本減少無効の訴え）の規定は前二条の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十七条において準用する同法第一百十四条第二項中「前項ノ決議」とあるのは「優先出資併合ノ決議又ハ決定」と、同法第三百七十七条において準用する同法第二百七条第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」と、同法第三百八十条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算

(貸借対照表の作成等)

第百十九条 資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行している場合又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の取締役は、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2、4 (略)

第百二十条 削除

第八節 資産流動化計画の終了に伴う仮清算

(貸借対照表の作成等)

第百十九条 特定目的会社(その定款に資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う旨の定めのない第一種特定目的会社及びその資産流動化計画に優先出資の消却を行う旨の定めのない第二種特定目的会社を除く。)の取締役は、資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分が終了し、かつ、特定社債又は特定約束手形を発行している場合においてはその償還及び支払を完了したときは、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2、4 (略)

(優先出資の消却)

第百二十条 商法第二百五条第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百二十五条第一項中「株券及端株券」とあるのは、「優先出資証券」と、「提出すべき旨並二前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキ八其ノ内容」とあるのは、「提出すべき旨」と、「株主及株主名簿」とあるのは、「

## 第十一節 解散

### (解散の原因)

第二百二十一条 特定目的会社は、次に掲げる事由によって、解散する。

- 一 一三 (略)
- 二 一三 (略)
- 三 一三 (略)
- 四 金融再生委員会の発する解散命令
- 五 (略)
- 六 資産流動化計画に記載する特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行の不能
- 七 (略)

### (解散の決議)

第二百二十二条 (略)

2 前条第五号の決議は、第一種特定目的会社にあつては第百十四条第二項の規定、第二種特定目的会社にあつては第三十八条の二第四項の規定に定めるところにより行わなければならない。

3 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済が完了した後でなければ、行うことができない。

優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

## 第九節 解散

### (解散の原因)

第二百二十一条 特定目的会社は、次に掲げる事由によって、解散する。

- 一 一三 (略)
- 二 一三 (略)
- 三 一三 (略)
- 四 登録の取消し
- 五 (略)
- 六 資産流動化計画に記載する特定資産又は資産対応証券の譲受け又は発行の不能
- 七 (略)

### (解散の決議)

第二百二十二条 (略)

2 前条第五号の決議は、第一種特定目的会社にあつては第百十四条第二項の規定、第二種特定目的会社にあつては第六十七条第三項の規定に定めるところにより行わなければならない。

3 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還及び特定約束手形の支払が完了した後でなければ、行うことができない。

(解散判決)

第二百二十三条 次に掲げる場合においてやむを得ない事由があるときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社の解散を裁判所に請求することができる。

一 特定目的会社がその業務の遂行上著しく困難な状況に至り、当該特定目的会社に回復することのできない損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 特定目的会社の財産の管理又は処分が著しく不適当で、当該特定目的会社の存立を危うくするとき。

2 (略)

(商法の準用)

第二百二十四条 (略)

第十二節 清算

第一款 通則

(残余財産の分配)

第二百二十八条 残余財産は、資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する残余財産の優先的分配の規定に従い特定社員に先立って優先出資社員に対し分配するものを除くほか、各社員の有する優先

(解散判決)

第二百二十三条 次に掲げる場合においてやむを得ない事由があるときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社の解散を裁判所に請求することができる。

一 特定目的会社がその業務の遂行上著しい難局にほづ着し、当該特定目的会社に回復することのできない損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 特定目的会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該特定目的会社の存立を危うくするとき。

2 (略)

(商法の準用)

第二百二十四条 (略)

第十節 清算

第一款 総則

(残余財産の分配)

第二百二十八条 残余財産は、定款に記載した資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する残余財産の優先的分配の規定に従い特定社員に先立って優先出資社員に対し分配するものを除くほか、各社

出資又は特定出資の口数に応じて、これを社員に分配しなければならない。

(特定目的会社の清算等に関する商法等の準用等)

第三百三十条 商法第四百十八条(清算人の届出義務)、第四百二十一条から第四百二十四条まで(債権者に対する催告、債権申出期間内の弁済及び除外された債権者に対する弁済)、第四百二十七条(清算の終了)及び第四百二十九条(書類の保存)の規定は特定目的会社の清算の場合について、同法第四百二十八条(設立無効の訴え)の規定は特定目的会社の設立の無効の訴えについて、同法第一百六条(清算中の会社)、第二百二十三条から第二百五条まで(清算人の登記、清算人の職務及び権限並びに債務の弁済)、第二百二十九条第二項及び第三項(清算人の会社代表)、第三百十一条(残余財産の分配)並びに第三百二十四条(清算結了の登記)の規定は特定目的会社について、第五十一条第三項及び第四項、第五十四条(第三項を除く。)、第五十六条(第四項を除く。)、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第八十条から第八十二条まで、第九十九条第三項並びに第四百条の規定並びに同法第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)、第二百三十八条(検査役の選任)、第二百四十四条第二項から第四項まで(総会議事録の作成及び公示)、第二百四十七条(決議取消しの訴え)、第二百四十九条(担保の提供)、第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ三(取締役の忠実義務)、第二百五十八

員の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これを社員に分配しなければならない。

(特定目的会社の清算等に関する商法等の準用)

第三百三十条 商法第四百十八条(清算人の届出義務)、第四百二十一条から第四百二十四条まで(債権者に対する催告、債権申出期間内の弁済及び除外された債権者に対する弁済)、第四百二十七条(清算の終了)及び第四百二十九条(書類の保存)の規定は特定目的会社の清算の場合について、同法第四百二十八条(設立無効の訴え)の規定は特定目的会社の設立の無効の訴えについて、同法第一百六条(清算中の会社)、第二百二十三条から第二百五条まで(清算人の登記、清算人の職務及び権限並びに債務の弁済)、第二百二十九条第二項及び第三項(清算人の会社代表)、第三百十一条(残余財産の分配)並びに第三百二十四条(清算結了の登記)の規定は特定目的会社について、第五十一条第三項及び第四項、第五十四条、第五十六条、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第八十条から第八十二条まで、第九十九条第三項並びに第四百条の規定並びに同法第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)、第二百三十八条(検査役の選任)、第二百四十四条第二項から第四項まで(総会議事録の作成及び公示)、第二百四十七条(決議取消しの訴え)、第二百四十九条(担保の提供)、第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ三(取締役の忠実義務)、第二百五十八条(欠員の場合の措置)、第二百七十一

条（欠員の場合の措置）、第二百七十一条（職務代行者の権限）、第二百七十四条ノ二（取締役の報告義務）、第二百七十五条（調査及び報告の義務）、第二百七十五条ノ二（監査役の差止請求権）、第二百七十五条ノ四（会社と取締役間の訴えの代表）及び第二百七十八条（取締役との連帯責任）の規定は特定目的会社の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百二十七条第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同法第四百二十八条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十三条第一項及び第二百二十九条第二項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同法第三百三十四条中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三百三十条第一項ニ於テ準用スル第四百二十七条」と、同法第二百四十七条第一項第二号中「内容方定款」とあるのは「内容方資産流動化計画又八定款」と、同項第三号中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百五十四条ノ三中「法令及定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及定款」と、同法第一百七十五条中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、同法第二百七十五条ノ二第一項中「法令又八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又八定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(特別清算の開始及び特別清算に関する商法の準用)

条（職務代行者の権限）、第二百七十四条ノ二（取締役の報告義務）、第二百七十五条（調査及び報告の義務）、第二百七十五条ノ二（監査役の差止請求権）、第二百七十五条ノ四（会社と取締役間の訴えの代表）及び第二百七十八条（取締役との連帯責任）の規定は特定目的会社の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百二十七条第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同法第四百二十八条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十三条第一項及び第二百二十九条第二項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同法第三百三十四条中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三百三十条第一項ニ於テ準用スル第四百二十七条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(特別清算の開始及び特別清算に関する商法の準用)

第三百三十一条 (略)

2 商法第四百三十一条第二項及び第三項、第四百三十二条から第四百四十四条まで(特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会並びに監査委員)、第四百四十五条第一項から第三項まで(清算行為に関する特則)並びに第四百四十六条から第四百五十六条まで(競売による財産の換価、協定、検査命令、検査役の報告事項、裁判所の処分、破産手続の開始及び破産法等の規定の準用)の規定は、特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十一条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三百三十一条第一項」と、同法第四百三十四条中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定資本ノ十分ノ一以上ニ当ル特定出資口数ヲ有スル特定社員若八六月前ヨリ引続キ発行済優先出資ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同法第四百五十三条第一号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又八第四百三十条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十五條ニ於テ準用スル第九十二条第一項第二項若八第四項、第九十二条ノ二若八第九十三条第一項、同法第四十条第三項ニ於テ準

第三百三十一条 (略)

2 商法第四百三十一条第二項及び第三項、第四百三十二条から第四百四十四条まで(特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会並びに監査委員)、第四百四十五条第一項から第三項まで(清算行為に関する特則)並びに第四百四十六条から第四百五十六条まで(競売による財産の換価、協定、検査命令、検査役の報告事項、裁判所の処分、破産手続の開始及び破産法等の規定の準用)の規定は、特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十一条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三百三十一条第一項」と、同法第四百三十四条中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定資本ノ十分ノ一以上ニ当ル特定出資口数ヲ有スル特定社員若八六月前ヨリ引続キ発行済優先出資ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同法第四百五十三条第一号中「第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又八第四百三十条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十五條ニ於テ準用スル第九十二条第一項第二項若八第四項、第九十二条ノ二若八第

用スル第九十二条第一項第二項若八第四項、同法第七十三条第一項乃至第四項、同法第八十四条第三項二於テ準用スル第二百七十七条、同法第一百六条第三項二於テ準用スル有限会社法第五十四条若八第五十五条又八資産の流動化に関する法律第三百十条第一項二於テ準用スル同法第七十三条第一項乃至第四項」と、同法第四百五十四條第一項第二号中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第十三節 雜則

(銀行法等の規定の適用)

第九十二条 (略)

2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第七十条第二項、第二十五条、第三十九条第四項、第一百条第六項及び第一百三十五条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第三項において準用する商法第八十九条、第三十八条第二項第十号、同条第三項並びに第三十九条第四項、第一百条第六項及び第一百三十五条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第三項において準用する商法第七十八条、第一百六条第三項において準用する有限会社法第十二条第二項及び同条第三項において準用す

百九十三条第一項、同法第四十条第三項二於テ準用スル第九十二条第一項第二項若八第四項、同法第七十三条第一項乃至第四項、同法第八十四条第三項二於テ準用スル第二百七十七条、同法第一百六条第三項二於テ準用スル有限会社法第五十四条若八第五十五条又八特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三百十条第一項二於テ準用スル同法第七十三条第一項乃至第四項」と、同法第四百五十四條第一項第二号中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第十一節 雜則

(銀行法等の規定の適用)

第九十二条 (略)

2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第七十条第二項、第二十五条及び第三十九条第四項において準用する商法第八十九条、第三十八条第二項第九号、同条第三項、第三十九条第四項において準用する商法第七十八条、第一百六条第三項において準用する有限会社法第十二条第二項及び同条第三項において準用する商法第八十九条、第一百二十五条第七号、第一百三十六条第三号並びに第一百三十八条(第一百三十五条第七号に係る部分に限る。)の規定の適用については、銀行とみなす。



る商法第百八十九条、第百三十五条第七号、第百三十六条第三号並びに第百三十八条（第百三十五条第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

一〇七（略）

（商業登記法の準用）

第百三十四条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十六条まで（登記簿等及び登記手続通則）、第三十四条から第四十二条まで（会社の商号の登記）、第五十二条、第五十三条（会社の支配人の特別）、第五十五条第一項（設立の登記）、第五十六条から第五十九条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第六十一条から第六十三条まで（解散の登記及び清算人の登記）、第六十四条第二項（清算結了の登記）、第七十九条第二項（添付書面の通則）、第八十一条（取締役等の変更の登記）、第八十八条（名義書換代理人等の設置による変更の登記）、第九十四条（添付書面の通則）及び第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特則並びに雑則）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二十四条第二項又は第四十条第一項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十条第一項

一〇七（略）

（商業登記法の準用）

第百三十四条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十六条まで（登記簿等及び登記手続通則）、第三十四条から第四十二条まで（会社の商号の登記）、第五十二条、第五十三条（会社の支配人の特別）、第五十五条第一項（設立の登記）、第五十六条から第五十九条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第六十一条から第六十三条まで（解散の登記及び清算人の登記）、第六十四条第二項（清算結了の登記）、第七十九条第二項（添付書面の通則）、第八十一条（取締役等の変更の登記）、第八十八条（名義書換代理人等の設置による変更の登記）、第九十四条（添付書面の通則）及び第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特則並びに雑則）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二十四条第二項又は第四十条第一項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項」とあるのは「特定目的会社による

において準用する商法第二百二十九条第二項」と、同法第六十二条第一項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「商法第二百二十三条第一項第二号及び第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第一項第二号及び第三号」と、同法第六十三条第二項中「商法第二百二十三条第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第一項第二号又は第三号」と、同法第六十四条第二項中「商法第二百三十四条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百三十四条」と読み替えるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記)

第三百三十七条 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第二百三十五条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六第一項の請求書の提出を証する書面
- 二 前条第三号に掲げる書面

(転換特定社債の転換による変更の登記)

特定資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十九条第二項」と、同法第六十二条第一項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「商法第二百二十三条第一項第二号及び第三号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第一項第二号及び第三号」と、同法第六十三条第二項中「商法第二百二十三条第一項第二号又は第三号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第一項第二号又は第三号」と、同法第六十四条第二項中「商法第二百三十四条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項において準用する商法第二百三十四条」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却による変更の登記)

第三百三十七条 優先出資の消却による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款並びに特定社債の償還及び特定約束手形の支払を証する書面
- 二 第二百二十条において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第二百二十七条の二 転換特定社債の転換による変更の登記の申請書には、特定社債の転換の請求を証する書面を添付しなければならない。

(新設)

(減資剰余金の優先資本組入れによる変更の登記)

第二百二十七条の三 減資剰余金(優先出資の消却を行うためにする優先資本の減少に係るものに限る。)の優先資本組入れによる変更の登記の申請書には、減資剰余金の存在を証する書面を添付しなければならない。

(新設)

(優先出資の消却又は併合による変更の登記)

第二百二十七条の四 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、第四十八条の二又は第四十九条において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(新設)

2 優先出資社員に配当すべき利益をもつてする優先出資の消却による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、利益の存在を証する書面を添付しなければならない。

(優先資本の減少による変更の登記)

第二百二十七条の五 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書類を添付しなけ

(新設)

ればならない。

- 一 第一百八条の八の規定 同条第二項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面
- 二 第一百八条の九の規定 同条第二項の規定による公告をしたことを証する書面及び同条第三項において準用する商法第百条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面
- 三 第一百九条の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済を証する書面

( 転換特定社債等の登記 )

第三百三十七条の六 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の申込み及び引受けを証する書面
- 二 第一百十三条において準用する商法第三百三条の払込みがあったことを証する書面
- 2 第二回以後の転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の払込みによる変更の登記の申請書には、その払込みがあったことを証

( 新設 )

する書面を添付しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第四百十條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十六條第一項、第二百二十七條から第三百二十二條ノ七まで、第二百二十三條ノ二から第三百三十五條ノ六まで(会社及び競売に関する事件)、第三百三十五條ノ十五から第三百三十五條ノ二十一まで、第三百三十五條ノ二十三(社債に関する事件)、第三百三十六條前段、第三百三十六條ノ二、第三百三十七條前段、第三百三十七條ノ二、第三百三十八條、第三百三十八條ノ三から第三百三十八條ノ十五まで(会社の清算に関する事件)、第三百三十九條(第二号及び第三号を除く。)(登記の嘱託をなすべき場合)及び第四百十條(裁判の謄本の添付)の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法中改正法律施行法等の準用)

第四百十一條 (略)

### 第三章 業務

(他業禁止)

第四百十二條 特定目的会社は、資産流動化計画に従って営む資産の流動化に係る業務及びその附帯業務(対価を得て、当該資産流動化

(非訟事件手続法の準用)

第四百十條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十六條第一項、第二百二十七條から第三百二十二條ノ五まで、第二百二十三條ノ七、第二百三十三條ノ二から第三百三十五條ノ六まで(会社及び競売に関する事件)、第三百三十五條ノ十五から第三百三十五條ノ二十一まで、第三百三十五條ノ二十三(社債に関する事件)、第三百三十六條前段、第三百三十六條ノ二、第三百三十七條前段、第三百三十七條ノ二、第三百三十八條、第三百三十八條ノ三から第三百三十八條ノ十五まで(会社の清算に関する事件)、第三百三十九條(第二号及び第三号を除く。)(登記の嘱託をなすべき場合)及び第四百十條(裁判の謄本の添付)の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法中改正法律施行法等の準用)

第四百十一條 (略)

### 第四章 業務

(他業禁止)

第四百十二條 特定目的会社は、第三条の登録に係る資産流動化計画に従って営む特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務(対価

計画に記載された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除く。 ) のほか、他の業務を営むことができない。

(名義貸しの禁止)

第四百二十二条の二 特定目的会社は、自己の名義をもって、他人に資産の流動化に係る業務を営ませてはならない。

(使用人の制限)

第四百二十二条の三 特定目的会社は、第六十六条各号に掲げる者を使用人(政令で定める者に限る。)としてはならない。

(業務の委託)

第四百二十四条 特定目的会社は、特定資産(信託の受益権を除く。以下この条において同じ。)の管理及び処分に係る業務を行わせるため、これを信託会社等に信託しなければならない。

2 前項の規定による特定資産の信託に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要

を得て、当該資産流動化計画に記載された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除く。 ) のほか、他の業務を営むことができない。

(新設)

(新設)

(業務の委託)

第四百二十四条 特定目的会社は、特定資産(第一条第一項第三号に掲げる信託の受益権を除く。以下この条において同じ。)の管理及び処分に係る業務については、当該特定目的会社に当該特定資産を譲り渡した者又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者に委託しなければならない。

2 特定目的会社は、前項の規定にかかわらず、特定資産を信託財産として信託することができる。

な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特定目的会社に通知する義務を有すること。

二 政令で定める特定資産の管理及び処分については、政令で定める条件

3 信託会社等は、信託業法第四条の規定にかかわらず、第一項の規定による特定資産の管理及び処分のための信託の受託者として、特定資産の信託の引受けを行うことができる。

4 特定目的会社は、第一項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる。

一 不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）

二 指名債権

三 その他権利の移転に関し、登記その他の手段により第三者に対する対抗要件を備えることができるものとして総理府令で定める資産のうち、当該特定目的会社が対抗要件を備えたもの

5 特定目的会社は、前項の規定による特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約には、当該業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一 受託者は、受託した資産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

（新設）

（新設）

3 特定目的会社は、特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

一 受託者は、特定資産その他当該業務を委託した特定目的会社（以下この項において「委託者」という。）に帰属すべき資産を、

二 受託者は、資産の管理及び処分に係る業務を委託した特定目的会社（以下この項において「委託者」という。）の求めに応じ、受託した資産の管理及び処分の状況について説明しなければならないこと。

三 受託者は、受託した資産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。

四 受託者は、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき受託した資産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく委託者に通知すること。

五（略）  
(削る)

(信託受益権を譲り受ける場合の特例)

第百四十五条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合において、当該信託に係る契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項（当該特定目的会社が当該資産流動化計画に従い発行す

自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 受託者は、委託者の求めに応じ、当該委託に係る特定資産の管理及び処分の状況について説明しなければならないこと。

三 受託者は、その委託に係る特定資産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。

四 受託者は、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該委託に係る特定資産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく委託者に通知すること。

五（略）

4 特定目的会社は、特定資産を信託する信託に係る契約書に、当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特定目的会社に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該信託を行ってはならない。

(信託受益権を譲り受ける場合の特例)

第百四十五条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い第一条第一項第三号に掲げる信託の受益権を譲り受けようとする場合において、当該信託に係る契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項（当該特定目的会社が当該



る資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき事項を含むものに限る。 ) につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該受益権を譲り受けてはならない。

(債権の取立委託の制限)

第四百四十六條 特定目的会社は、第四百四十四條第四項及び第五項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの(以下この条において「譲受債権」という。)について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第四百四十七條 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第四百四十四條第四項及び第五項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号の

資産流動化計画に従い発行する資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき事項を含むものに限る。 ) につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該受益権を譲り受けてはならない。

(債権の取立委託の制限)

第四百四十六條 特定目的会社は、第四百四十四條第一項及び第三項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名金銭債権(以下この条において「譲受債権」という。)について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第四百四十七條 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第四百四十四條第一項及び第三項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければなら

いずれにも該当しない者に委託しなければならない。

(宅地建物取引業法の適用除外)

第四百四十八条 宅地建物取引業法の規定は、業務開始届出を行った特定目的会社には、適用しない。

(約束手形の発行)

第四百四十九条 特定目的会社は、証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形(第二号において「特定手形」という。)については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

- 一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合
- イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。
- ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして総理府令で定める要件

二 (略)

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第五十条 特定目的会社は、投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合に限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資証券又は特定社債券を発行することができる。

ない。

(宅地建物取引業法の適用除外)

第四百四十八条 宅地建物取引業法の規定は、第三条の登録を受けた特定目的会社には、適用しない。

(約束手形の発行)

第四百四十九条 特定目的会社は、証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形(第二号において「特定手形」という。)については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

- 一 その発行の目的が特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること、第三条の登録に係る資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていることその他一般投資者の保護のため必要なものとして総理府令で定める要件に適合する場合

二 (略)

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第五十条 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合に限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資証券又は特定社債券を発行することができる。

(資産対応証券の募集等の制限)

第百五十条の二 特定目的会社の取締役又は使用人は、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下この編において同じ。)に係る事務を行ってはならない。

(新設)

第百五十条の三 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人(当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下

「特定譲渡人」という。)が特定目的会社の発行する資産対応証券

(特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。)の募集等に関する事務を受託した者である場合における証券取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第一条第八項第六号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

(新設)

2 前項の場合において、特定譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行うときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用)

第百五十条の四 第百五十六条から第百五十八条まで並びに証券取引

(新設)

法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第

六号及び第九号、第四十二条の二、第四十三条並びに第四十五条の規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第百五十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第百五十条の四において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(みなし優先出資証券)

第百五十条の五 第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定により特定目的会社が優先出資証券を発行しない場合における第百五十条から前条までの規定の適用については、当該優先出資証券に表示されるべき優先出資は、優先出資証券とみなす。

(資金の借入れ)

第百五十条の六 特定目的会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により特定資産を取得するために必要な資金の借入れを行うことができる。

一 資産流動化計画においてその借入れの限度額が定められていること。

二 その借入先が銀行その他の総理府令で定める者であること。

(新設)

(新設)

第一百五十條の七 特定目的会社は、前條の規定により行う場合及び資産流動化計画にあらかじめ定められた方法に基づき特定社債、特定約束手形又は特定目的借入れに係る債務の履行に充てるため資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合を除き、資金の借入れを行ってはならない。

(資産の取得等の制限)

第一百五十一條 特定目的会社は、次に掲げる資産を取得してはならない。

- 一 組合契約（民法第六百六十七條の組合契約をいう。）の出資の持分（総理府令で定めるものを除く。）
  - 二 匿名組合契約（商法第五百三十五條の匿名組合契約をいう。）の出資の持分（総理府令で定めるものを除く。）
  - 三 金銭の信託受益権（総理府令で定めるものを除く。）
  - 四 その他特定目的会社取得することにより資産の流動化に係る業務の遂行を妨げるおそれがあるものとして総理府令で定めるもの
- 2 特定目的会社は、同一法人の発行済株式又は出資の持分（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この項及び次項において「株式等」という。）を、当該株式等の総数又は総額に総理府令で定める率を乗じて得た数又は額を超えて取得し、又は所有してはならない。
- 3 前項の場合において、特定目的会社が取得し、又は所有する株式

(新設)

(資金の借入れの制限)

第一百五十一條 特定目的会社は、資産流動化計画にあらかじめ定められた方法に基づき特定社債又は特定約束手形に係る債務の履行に充てるため資金の借入れを行う場合その他一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合を除き、資金の借入れを行ってはならない。

等には、信託財産である株式等で当該特定目的会社が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

4 特定目的会社は、その議決権を有する出資の過半数の持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を取得し、又は所有してはならない。

#### 第四章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二百五十四条 (略)

(業務の停止命令)

第二百五十八条 金融再生委員会は、業務開始届出を行った特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書類しくは添付書類又は第七条第二項の書類に虚偽の記載をし、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載を欠いたとき。

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

#### 第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二百五十四条 (略)

(登録の取消し)

第二百五十八条 金融再生委員会は、第三条の登録を受けた特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第十一条第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 金融再生委員会は、第三条の登録を受けた特定目的会社が、第十

(解散命令)

第百五十九条 金融再生委員会は、特定目的会社がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は第十条第一項に規定する届出をした日から三年以内に新計画届出を行わないときは、解散を命ずることができる。

(監督処分の公告)

第百六十条 金融再生委員会は、前三条の規定による処分をしたときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、第百五十七条又は第百五十八条の規定による処分をしたときにあつては、その旨及び当該処分を行った年月日を特定目的会社名簿に記載しなければならない。

第三編 特定目的信託制度

第一章 総則

(通則)

第百六十一条 特定目的信託に関しては、この編に定めるもののほか、信託法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

条第一項の届出をした日から三年以内に第十一条第一項の変更登録の申請を行わないときは、当該登録を取り消すものとする。

(登録の抹消)

第百五十九条 金融再生委員会は、第十二条の規定により第三条の登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により第三条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第百六十条 金融再生委員会は、第百五十八条の規定による処分をしたときは、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(昭和十八年法律第四十三号)の定めるところによる。

(特定目的信託の受託者)

第六十二条 特定目的信託に係る信託契約(以下「特定目的信託契約」という。)は、信託会社等を受託者とするものでなければ締結してはならない。

(特定目的信託財産)

第六十三条 第五十一条(第四項を除く。)の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者(信託会社等と特定目的信託契約を締結する者をいう。以下この編において同じ。)から特定目的信託の信託財産として取得する資産及び受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信託業法第四条の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産を取得する場合については、適用しない。

## 第二章 届出

(届出)

第六十四条 信託会社等は、受託者として特定目的信託契約を締結



するときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定目的信託契約の契約書案
- 二 資産信託流動化計画
- 三 特定資産の管理及び処分に係る業務を他人に委託するときは、当該委託に係る契約の契約書案
- 四 その他総理府令で定める書類

(資産信託流動化計画)

第六十五条 資産信託流動化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項として総理府令で定める事項
- 二 特定資産の内容及び価額その他の特定資産に関する事項として総理府令で定める事項
- 三 受益権に関する次に掲げる事項
  - イ 信託期間中の金銭の分配の方法に関する事項として総理府令で定める事項
  - ロ 特定資産に対する持分（以下「元本持分」という。）を有する種類の受益権であって種類の異なるものを定める場合には、各受益権の種類ごとの元本持分、元本持分を有しない種類の受

益権を定める場合にあっては、特定目的信託契約の期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益に対する持分（以下「利益持分」という。）

八 その他総理府令で定める事項

四 特定資産の管理及び処分に係る方法その他の特定資産の管理及び処分に関する事項として総理府令で定める事項

五 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項として総理府令で定める事項

六 その他総理府令で定める事項

2 前項第一号の特定目的信託契約の期間は、政令で定める特定資産の区分に応じ、その管理及び処分に関する合理的な計画の策定可能な期間として政令で定める期間を超えてはならない。

（資産信託流動化計画の変更に係る届出）

第百六十六条 受託信託会社等は、資産信託流動化計画を変更したときは、遅滞なく、金融再生委員会に届け出なければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出（次条において「変更届出」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的信託終了の届出）

第百六十七条 受託信託会社等は、資産信託流動化計画に従って特定

目的信託に係る債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

### 第三章 特定目的信託

#### 第一節 特定目的信託契約

(特定目的信託契約)

第百六十八条 特定目的信託契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定目的信託である旨
- 二 資産信託流動化計画
- 三 原委託者の義務に関する事項
- 四 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項
- 五 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 六 公告の方法
- 七 その他総理府令で定める事項

第百六十九条 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができないこと。

二 政令で定める特定資産の管理及び処分については、政令で定める条件

三 原委託者は、その信託した特定資産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならないこと。

四 信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額（あらかじめ定められた金額が得られるものとして政令で定める方法により計算されるものを含む。）の分配を受ける種類の受益権を定める場合には、当該種類以外の種類の受益権を定めることその他政令で定める条件

（資金の借入れ及び費用の負担）

第七十条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができ費用（第八十六条、第八十七条（第九十二条において準用する場合を含む。）、第九十七条（第九十九条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百十条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の総額が資産信託流動化計画において定められている場合その他受益証券の権利者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合を除き、特定目的信託の信託事務を処理するための資金の借入れ又は費用の負担をしてはならない。

(金銭の運用方法)

第一百七十一条 特定目的信託の信託財産に属する金銭の運用方法に関しては、次の方法によらなければならない。

- 一 国債その他金融再生委員会の指定する有価証券の保有
- 二 その他総理府令で定める方法

第二節 受益権の譲渡等

(受益権の譲渡)

第一百七十二条 特定目的信託の受益権は、譲渡することができる。ただし、記名式の受益証券をもって表示される受益権については、特定目的信託契約において適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）以外の者への譲渡を制限することを妨げない。

(受益証券)

第一百七十三条 特定目的信託の受益権は、受益証券をもって表示しなければならない。

2 特定目的信託の受益権の譲渡は、受益証券をもってしなければならない。

3 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益証券の権利者の請求により記名式とすることができる。

- 4 記名式の受益証券は、受益証券の権利者の請求により無記名式とすることができる。ただし、特定目的信託契約に別段の定めをすることを妨げない。
- 5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載し、受託信託会社等の代表取締役がこれに署名しなければならない。
  - 一 特定目的信託の受益証券である旨
  - 二 原委託者及び受託信託会社等の氏名又は名称及び住所
  - 三 記名式の受益証券については、受益証券の権利者の氏名又は名称
  - 四 受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め
  - 五 前号以外の受益権の内容
  - 六 特定目的信託契約の期間
  - 七 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定め
  - 八 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期
  - 九 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
  - 十 権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（代表権利者及び特定信託管理者に係る事項を含む。）
  - 十一 名義書換代理人又は登録機関を置くときは、その氏名又は名称及び住所

十二 其他総理府令で定める事項

6 受益証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

(受益権の移転の対抗要件)

第一百七十四条 受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称及び住所並びに受益証券の番号を権利者名簿に記載しなければ、受託信託会社等に対抗することができない。

2 記名式の受益証券をもって表示される受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称を受益証券に記載しなければ、第三者(受託信託会社等を除く。)に対抗することができない。

3 商法第二百六条第二項及び第三項(名義書換代理人及び登録機関)の規定は、受益証券について準用する。この場合において、同条第二項中「定款」とあるのは、「特定目的信託契約」と、「氏名及住所ヲ株主名簿」とあるのは、「氏名又ハ名称及住所並ニ受益証券ノ番号ヲ権利者名簿」と、「前項ノ」とあるのは、「権利者名簿」と、同条第三項中「定款」とあるのは、「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(権利者名簿の記載事項)

第一百七十五条 受託信託会社等は、権利者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受益証券の権利者の氏名又は名称及び住所

二 各受益証券の権利者の有する受益権の種類及び元本持分又は利益持分

三 各受益証券の番号

四 各受益証券の取得の年月日

2 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで（株主名簿の効力、所在不明の株主並びに株主名簿の閉鎖及び基準日）の規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「株式申込人、株式引受人、又八質権者」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「議決権ヲ行使シ又八配当ヲ受クベキ者其ノ他株主」とあるのは「受益証券ノ権利者」と、同条第四項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委託者の地位の承継）

第七十六条 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券によって表示される受益権に係る元本持分の割合に応じて当該受益証券に係る特定目的信託契約の委託者の地位を承継するものとする。ただし、特定目的信託契約に基づく原委託者の義務については、特定目的信託契約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

（受益証券の喪失）



第一百七十七条 受益証券は、公示催告の手續によつて無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、除権判決を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

3 受益証券を喪失した者が公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受託信託会社等に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

(受益権についての商法等の準用等)

第一百七十八条 商法第二百三条第二項及び第三項(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)、第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)並びに第二百二十六条ノ二(株券の不発行及び寄託制度)の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法(昭和八年法律第五十七号)第二十一条(善意取得)の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八条中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九条第一項中「利益若八利息ノ配當、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配當」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」と、小切手法第二十一条中「小切手法持參人払式」とあるのは「受益証券力無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名

式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又ハ名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定により受益証券を発行しない場合におけるこの法律の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、第二百二十五条の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権は、受益証券とみなす。

### 第三節 受益証券の権利者の権利

#### 第一款 権利者集会

##### (権利者集会)

第一百七十九条 特定目的信託の受益者及び委託者の権利(特定目的信託契約により受託信託会社等が受益者に対して負担する債務の弁済を受領する権利を除く。)は、権利者集会のみが行使することができる。

2 前項の権利の行使は、その決議によらなければならない。

第一百八十条 権利者集会は、法令又は特定目的信託契約において権利者集会の議決を要する事項として定められたもののほか、決議をすることができる。

(招集権者)

第百八十一条 権利者集会は、受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者が招集する。

2 権利者集会を招集するには、その会日の二週間前に、各受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）に対して、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の通知には、会議の目的たる事項並びに各受益証券の権利者が有する議決権の数及び議決権の総数又は各受益証券の権利者が有する議決権の割合を記載しなければならない。

4 商法第二百二十条第三項及び第四項（少数社債権者による招集の請求）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同条第三項中「社債総額」とあるのは、「総元本持分」と、「第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社」とあるのは、「受託信託会社等、代表権利者又ハ特定信託管理者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決議の方法)

第百八十二条 権利者集会の決議は、この法律又は特定目的信託契約に別段の定めがある場合を除き、総元本持分の二分の一を超える元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の過半数をもって行わなければならない。

2 権利者集会の特定の決議について議決権を行使することのできな

い受益証券の権利者が有する元本持分は、これを前項の受益証券の権利者の元本持分に算入しない。

- 3 第六十条の規定は、権利者集会の決議の方法について準用する。この場合において、同条第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「有議決権事項に係る議案」とあるのは「議案」と、同条第二項中「第五十三条第一項」とあるのは「第八十一条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議決権の数)

- 第八十三条 各受益証券の権利者は、その有する受益権の元本持分に応じて議決権を有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、受託信託会社等は、その固有財産として有する受益権については、議決権を有しない。
- 3 第一項の規定は、特定目的信託契約に別段の定めをすることを妨げない。

(書面による議決権の行使)

- 第八十四条 権利者集会に出席しない受益証券の権利者は、書面によつて議決権を行使することができる。
- 2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議決権の行使)の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の会社」とあるの

は「特定目的信託」と、同条第三項中「第一項の会社」とあるのは「権利者集会の招集者」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

（決議の執行）

第百八十五条 権利者集会の決議は、代表権利者又は特定信託管理者が定められているときは代表権利者又は特定信託管理者が、代表権利者及び特定信託管理者が定められていないときは権利者集会の決議により定められた者が執行する。

2 商法第三百九条ノ五（社債管理会社等の行為の方式）及び第三百三十一条（数人の代表者又は執行者のある場合の特則）の規定は、前項の権利者集会の決議により定められた者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（権利者集会の決議の執行者の報酬、費用、利息及び損害額の負担）  
第百八十六条 前条第一項の権利者集会の決議により定められた者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

(費用の負担)

第百八十七条 権利者集会に関する費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

2 次条において準用する商法第三百二十五条の請求に関する費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。ただし、裁判所は、利害関係人の申立てにより、又は職権をもって、その全部又は一部について別に負担者を定めることができる。

(権利者集会に関する商法の準用)

第百八十八条 商法第二百三十三条(招集地)、第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)、第二百三十七条ノ四(総会の議長)、第二百三十九条第二項及び第三項(代理人による議決権行使)、第二百三十九条ノ二(議決権の不統一行使)、第二百四十三条(延期及び続行の決議)、第三百二十三条(社債発行会社の代表者の出席)、第三百二十五条から第三百二十八条まで(決議の認可の請求、決議の不認可事由、決議の効力、決議の認可に関する公告)、第三百三十三条(代表者・執行者の解任)並びに第三百三十九条第二項から第四項まで(議事録)の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、同法第二百三十三条中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十七条ノ三中「取締役及監査役」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第二百三十七条ノ四第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十

九条第二項中「会社」とあるのは「権利者集会」と、同法第二百三十九条ノ二第一項中「会社」とあるのは「権利者集会ノ招集者」と、同条第一項中「会社」とあるのは「権利者集会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十一条第二項」と、同法第二百二十三条及び第二百二十八条中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第二百三十二条中「代表者若八執行者」とあるのは「其ノ決議ニ依リ定メタル執行者」と、同法第二百三十九条第二項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「受託信託会社等ノ代表者及代表権利者又八特定信託管理者」と、同条第三項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第四項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及各受益証券ノ権利者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(書面による決議)

第百八十九条 権利者集会の決議を行う場合において、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるとき、又は受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）の全員の同意があるときは、書面による決議を行うことができる。

2 書面による決議は、権利者集会の決議と同一の効力を有する。

3 第六十三条第二項、第四項及び第五項並びに権利者集会に関する規定（第百八十二条第三項及び第百八十四条を除く。）は、書面に

よる決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十三條第二項中「無議決権事項」とあるのは「決議の目的たる事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(種類権利者集会)

第九十條 資産信託流動化計画において特定目的信託に係る受益権を内容の異なる種類の受益権に分割した場合において、権利者集会の決議(第二八條第一項第一号の承諾の決議、第二二條第一項、第二三條第一項及び第二五條第一項の決議並びに第二四條第一項の承認の決議に限る。)が、ある種類の受益権を示す受益証券の権利者に損害を及ぼすおそれがあるときは、権利者集会の決議のほかに、当該種類の受益権に係る受益証券の権利者の集会(以下「種類権利者集会」という。)の承認(権利者集会の決議が損害を及ぼすおそれのある受益権の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された受益権に係る受益証券の権利者を構成員とする各種類権利者集会の承認)を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の決議は、各種類権利者集会ごとに当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計の二分の一を超える当該元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 元本持分を有さない種類の受益権に係る受益証券の権利者のその



種類権利者集会における承認の決議についての前項の規定の適用については、同項中「元本持分」とあるのは、「利益持分」とする。

(代表権利者等の出席)

第百九十一条 代表権利者又は特定信託管理者は、種類権利者集会に出席し、又は書面をもって意見を述べることができる。

2 商法第三百二十二条第二項及び第三項(社債発行会社又は社債管理会社の代表者の出席)の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ノ社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項中「各株主」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」と読み替えるものとする。

(権利者集会に係る規定の準用)

第百九十二条 第百八十一条から第百八十四条まで、第百八十七条及び第百八十八条の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 代表権利者等

(代表権利者の選任)

第百九十三条 権利者集会は、千分の一以上の元本持分を有する受益

証券の権利者の中から、一人又は数人の代表権利者を選任し、受益証券の権利者のために特定目的信託の受益者及び委託者の権利（次に掲げる権利を除く。）の行使を委任することができる。

一 次に掲げる事項の決定をする権利

イ 受託信託会社等の責任の免除

ロ 特定目的信託契約の解除

ハ 特定目的信託契約の変更の承諾

ニ 特定目的信託の受託者の辞任の承認又は解任の請求

ホ 受託信託会社等の更迭又は特定目的信託契約終了の場合における信託財産に係る財産目録及び貸借対照表の承認

ヘ 代表権利者の選任及び解任並びに辞任の同意

二 その他特定目的信託契約に代表権利者に委任しない旨の定めのある権利

2 代表権利者が数人ある場合において、権利者集会において別段の定めを行わなかったときは、前項の権利の行使は、その過半数による決定をもって行う。

（代表権利者の不適格事由）

第百九十四条 特定目的信託の受託信託会社等又はその役員若しくは使用人は、その代表権利者となることができない。

（代表権利者を選任した場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使）

第百九十五条 権利者集会において代表権利者を選任した場合は、代表権利者の権利に属する特定目的信託の受益者及び委託者の権利は、代表権利者のみが、これを行使することができる。

2 前項の場合において、各受益証券の権利者は、書面をもって、代表権利者に対してその権利（権利者集会の招集に係る権利及び信託法第四十条の権利を除く。）を行使すべきことを請求することができる。

3 前項の請求があった場合において、代表権利者は、当該請求を行った受益証券の権利者が当該特定目的信託の事務の遂行を妨げ、又は受益証券の権利者共同の利益を害する目的で請求を行ったと認められる場合その他の正当な理由がある場合でなければ、これを拒むことができる。

（代表権利者の辞任）

第百九十六条 代表権利者は、権利者集会の同意を得て辞任することができる。

2 商法第三百十二条第三項（社債管理会社の辞任）の規定は、前項の代表権利者の辞任について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第百九十六条第一項」と読み替えるものとする。

（代表権利者の報酬、費用・利息・損害額の負担）

第百九十七条 代表権利者に対して与えるべき報酬、その事務処理の

ために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

(代表権利者に関する商法の準用)

第百九十八条 商法第二百七十五条ノ二(監査役の差止請求権)の規定は代表権利者の受託信託会社等に対する差止請求について、同法第三百九条ノ四(社債管理会社の特別代理人の選任)、第三百九条ノ五(社債管理会社等の行為の方式)及び第三百十一条ノ二第一項(社債管理会社の責任)の規定は代表権利者について、同法第三百三十二条(代表者・執行者の解任)の規定は代表権利者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条ノ二第一項中「会社ノ目的」とあるのは「特定目的信託ノ目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「会社ニ著シキ損害」とあるのは「信託財産ニ著シキ損害」と、同法第三百十一条ノ二第一項中「本法又ハ社債権者集会ノ決議」とあるのは「本法、特定目的信託契約又ハ権利者集会ノ決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定信託管理者)

第百九十九条 代表権利者が存しない場合においては、受託信託会社等は、特定信託管理者を選任することができる。

2 特定信託管理者の選任については、特定目的信託契約の定めると

ころによらなければならない。

3 特定信託管理者は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、受益証券の権利者のために自己の名をもって特定目的信託の受益者及び委託者の権利（特定目的信託契約により受託信託会社等が受益者に対して負担する債務の弁済を受領する権利及び第九十三条第一項各号に掲げる権利を除く。）に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

4 受託信託会社等は、特定信託管理者を選任した場合には、遅滞なく、その旨を各受益証券の権利者に通知しなければならない。

5 第九十四条、第九十五条及び第九十七条並びに商法第二百七十五条ノ二（監査役の差止請求権）、第二百九十七条ノ三（社債管理会社の義務）、第三百九条ノ四（社債管理会社の特別代理人の選任）、第三百十条（二以上の社債管理会社のある場合の特則）、第三百十一条ノ二第一項（社債管理会社の責任）、第三百十二条第一項前段及び第三項（社債管理会社の辞任）並びに第三百十二条（社債管理会社の解任）の規定は、特定信託管理者について準用する。  
この場合において、第九十五条第一項中「権利者集会において代表権利者を選任した場合は」とあるのは「受託信託会社等が特定信託管理者を定めたとき」と、第九十七条中「信託財産に関して負担する費用として」とあるのは「これについてあらかじめ特定目的信託契約に信託財産に関して負担する費用とする旨の定めがある場合を除き」と、同法第二百七十五条ノ二第一項中「会社ノ目的」とあるのは「特定目的信託ノ目的」と、「定款」とあるのは「特

定目的信託契約」と、「会社ニ著シキ損害」とあるのは「信託財産ニ著シキ損害」と、同法第三百十一条ノ第二項中「本法」とあるのは「本法、特定目的信託契約」と、同法第三百十二条第一項前段及び第三百十三条中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 特定信託管理者が存する場合において、代表権利者を選任する権利者集会の決議があつたときは、特定信託管理者は、特定目的信託の受益者及び委託者の権利を行使することができない。

7 信託法第八条の規定は、特定目的信託については、適用しない。

(代表権利者等が存しない場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使)

第二百条 代表権利者及び特定信託管理者が存しないときは、各受益証券の権利者は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、この法律により権利者集会の決議によるものとして定められた事項及び権利者集会の招集に係る事項を除き、特定目的信託の受益者及び委託者の権利を行使することができる。

(受益証券の権利者の差止請求権)

第二百一条 受託信託会社等が法令又は特定目的信託契約に違反する行為を行い、これにより信託財産に回復することができない損害を生ずるおそれがある場合においては、第七十九条第一項の規定に

かわならず、各受益証券の権利者は、信託財産のために、受託信託会社等に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

(信託財産の管理方法の変更の請求)

第二百二条 各受益証券の権利者は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、信託法第二十三条の規定により、信託財産の管理方法の変更を裁判所に請求することができる。

#### 第四節 計算等

(計算書類等の作成)

第二百三条 受託信託会社等は、毎年一回一定の期日に信託財産について、総理府令で定めるところにより、次に掲げる書類及びその附属明細書を作成しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 信託財産の管理及び運用に係る報告書

2 商法第二百八十二条(計算書類等の公示)の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、同条第一項中「定時總會ノ会日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百三条第一項ノ期日」と、同条第二項中「会社ノ債権者」とあるのは「特定目的信託ノ受託信託会社等カ信託事務ヲ処理スルニ当リ行ヒタル資金ノ借入ニ係ル債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

(金銭の分配の標準)

第二百四條 受益証券の権利者に対する金銭の分配は、各受益証券の権利者が有する元本持分に応じて行わなければならない。ただし、資産信託流動化計画に別段の定めをすることを妨げない。

(利益の特定資産組入れ)

第二百五條 信託期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益は、政令で定めるところにより、特定資産とすることができる。

(受益証券の権利者の閲覧請求権等)

第二百六條 百分の三以上の元本持分を有する受益証券の権利者は、第七十九條第一項の規定にかかわらず、受託信託会社等に対し信託法第三十九條の書類(以下「帳簿等」という。)の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理について説明を求めることができる。

2 前項の請求は、理由を付した書面をもって行わなければならない。

3 第一項の請求があったときは、受託信託会社等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う受益証券の権利者がその権利の確保又は行使に



- 関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 当該請求を行う受益証券の権利者が、当該特定目的信託の事務の遂行を妨げ、又は受益証券の権利者共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 三 当該請求を行う受益証券の権利者が、当該特定目的信託による資産の流動化に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるとき。
- 四 当該請求を行う受益証券の権利者が、帳簿等の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理に係る説明によって知り得た事実を利益をもつて第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 五 当該請求を行う受益証券の権利者が、過去二年以内において、当該特定目的信託若しくは他の信託の帳簿等の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理に係る説明によって知り得た事実を利益をもつて第三者に通報したことがある者であるとき。
- 六 当該請求を行う受益証券の権利者が、不適當なときに閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理に係る説明の請求を行ったとき。
- 4 信託法第四十条の規定は、受益証券の権利者については、適用しない。
- (受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与)
- 第二百七条 受託信託会社等は、何人に対しても受益証券の権利者の権利の行使に関して財産上の利益を供与してはならない。
- 2 前項の規定に違反して受託信託会社等が財産上の利益を供与した

ときは、代表権利者、特定信託管理者又は各受益証券の権利者は、当該受託信託会社等に対して損失のてん補又は信託財産の復旧を求めることができる。

3 商法第二百九十四条ノ二第二項及び第三項（株主の権利行使に関する利益供与）の規定は、受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第五節 信託契約の変更等

（特定目的信託契約の変更）

第二百八条 特定目的信託契約の変更は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、行うことができない。

- 一 受託信託会社等が権利者集会に提案してその承諾を受ける場合
- 二 信託財産の管理方法が裁判所により定められた場合
- 三 変更の内容が総理府令で定める軽微な内容である場合
- 四 その他投資者の保護に反しないことが明らかな場合として総理府令で定める場合

2 前項第一号の規定にかかわらず、特定目的信託契約の変更のうち、資産信託流動化計画に記載する事項で次に掲げるものについての変更は、行うことができない。

- 一 第六十五条第一項第二号に掲げる事項のうち総理府令で定めるもの

二 第六十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項のうち総理府令で定めるもの（あらかじめ変更を行う場合の条件が資産信託流動化計画に定められている場合を除く。）

三 第六十四条第一項の規定による届出に係る資産信託流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3 第一項第一号の場合において、受託信託会社等は、特定目的信託契約の変更に關する議案の要領を第八十一条第二項の規定による通知に記載しなければならない。

4 第一項第一号の承諾を行う権利者集会の決議は、総元本持分の二分の一を超える元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合において、第八十三条第三項の規定は、適用しない。

5 第一項第三号及び第四号の場合における特定目的信託契約の変更は、受託信託会社等が行うものとする。

（変更の通知等）

第二百九条 前条第五項の場合において、受託信託会社等は、資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行うときは、遅滞なく、その旨を各受益証券の権利者に通知し、又は公告しなければならない。

（反対者の買取請求権）

第二百十條 第二百八條第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行う場合において、これを承諾する決議を行う権利者集会に先立ってその変更に対抗する旨を受託信託会社等に対し書面をもって通知し、かつ、当該権利者集会において反対した受益証券の権利者は、当該受託信託会社等に対し、自己の有する受益権を当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。

2 前項の規定により受託信託会社等が受益権の買取りを行うときは、当該買取りの対価その他これに要した費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

3 前項の場合において、買取りに係る受益権の処分の方法について、あらかじめ特定目的信託契約の定め又は権利者集会の決議がないときは、当該買取りに係る受益権は、消滅するものとする。

4 商法第二百四十五條ノ三（買取請求の手續）及び第二百四十五條ノ四（買取請求の失効）の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第二百四十五條ノ三第一項中「株式ノ額面無額面ノ別、種類及数」とあるのは、「受益権ノ種類及元本持分」と、同法第二百四十五條ノ四中「第二百四十五條第一項ニ掲グル行為」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第二百八條第一項（第一号ノ場合ニ限ル）ノ規定ニ依リ資産信託流動化計画ニ記載スル事項ニ係ル特定目的信託契約ノ変更」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(元本持分を有しない種類の受益権に係る特例)

第二百一十一条 特定目的信託契約において受益権を元本持分を有しない種類の受益権に分割している場合であつて第二百八条第一項(第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行うときは、権利者集会の承諾の決議のほか種類権利者集会(元本持分を有しない種類の受益権に係るものに限る。)の承諾を得なければならない。

2 第二百八条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の承諾の決議を行う種類権利者集会について準用する。この場合において、第二百八条第四項中「元本持分」とあるのは、「利益持分」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受託信託会社等の責任の免除)

第二百一十二条 受託信託会社等の責任の免除は、権利者集会の決議によるものとする。

2 前項の権利者集会の決議は、受益証券の権利者の全員一致をもつて行う。この場合において、第百八十三条第三項の規定は、適用しない。

(受託信託会社等の辞任及び解任)

第二百一十三条 受託信託会社等の辞任の承諾は、権利者集会の決議によるものとする。

2 受託信託会社等に職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは特定目的信託契約に違反する重大な事実があるときは、裁判所は、権利者集会の決議による請求により、当該受託信託会社等を解任することができる。

3 第二百八条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、商法第八十八条（管轄裁判所）の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十四条 受託信託会社等が辞任し、又は解任された場合には、当該受託信託会社等であった信託会社等（以下この条において「前受託信託会社等」という。）は、遅滞なく、信託財産に係る財産目録及び貸借対照表を作成し、権利者集会の承認を受けなければならない。この場合において、信託法第五十五条第二項の規定の適用については、同項中「受益者」とあるのは、「権利者集会」とする。

2 前受託信託会社等による信託事務の引継ぎは、代表権利者が定められていたときは代表権利者、代表権利者が定められていないときは権利者集会の決議により定められた者の立会いの下に行わなければならない。

3 前受託信託会社等は、第一項の承認を行う権利者集会の会日の一週間前から同項の書類を本店に備え置かなければならない。

4 第八十三条第三項の規定は、第一項の承認を行う権利者集会については、適用しない。

5 商法第二百八十二条第二項（計算書類等の公示）の規定は、第一項に規定する書類について準用する。この場合において、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「各受益証券ノ権利者及受託信託会社等テアツタ信託会社等ガ当該特定目的信託ノ事務ヲ処理スルニ当リ行ヒタル資金ノ借入ニ係ル債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的信託契約の解除の決議）

第二百五十五条 特定目的信託契約の解除は、権利者集会の決議によるものとする。

2 第二百八条第四項の規定は、前項の決議について準用する。

（特定目的信託契約の解除の判決）

第二百十六条 次に掲げる場合においてやむを得ない事由があるときは、十分の一以上の元本持分を有する受益証券の権利者は、前条第一項の規定にかかわらず、特定目的信託契約の解除を裁判所に請求することができる。

一 受託信託会社等が信託事務の遂行上著しく困難な状況に至り、信託財産に回復することのできない損害を生じ、又は生ずるおそれがある場合

二 受託信託会社等の信託財産の管理又は処分が著しく不適當で、信託財産に回復することのできない損害を生じ、又は生ずるおそれがある場合

2 商法第八十八条（管轄裁判所）及び第九十条第二項（敗訴原告の賠償責任）の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的信託契約の終了原因）

第二百十七条 特定目的信託契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 信託法第五十六条に規定する事由の発生
- 二 第二百五十五条の権利者集会の決議
- 三 前条第一項の特定目的信託契約の解除を命ずる裁判
- 四 その他政令で定める事由の発生

（特定目的信託契約の終了時における信託財産の分配）

第二百十八条 特定目的信託契約が終了する場合は、受託信託会社等は、遅滞なく、信託財産を処分し、当該処分により得られた金銭を資産信託流動化計画の定めに従い分配しなければならない。

2 前項の場合において、信託法第二十二條の規定は、適用しない。

3 第二百十四條第一項、第三項及び第四項並びに商法第二百八十二條第二項（計算書類等の公示）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第二百十四條第一項中、「当該受託信託会社等であつた信託会社等」以下この条において、「前受託信託会社等」という。」「とあるのは、「当該受託信託会社等」と、同法第二百八十二條第二項中、「株主及会社ノ債権者」とあるのは、「各受益証



券ノ権利者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

#### 第六節 受託信託会社等の権利義務等

(受益証券の権利者に対する忠実義務等)

第二百十九条 受託信託会社等は、法令及び特定目的信託契約に従い受益証券の権利者のために忠実に信託事務を処理しなければならない。

2 受託信託会社等は、特定目的信託契約に従い善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない。

(受託信託会社等の費用償還請求権)

第二百二十条 受託信託会社等は、信託財産に関して負担した公租公課、第七十条の規定により行った資金の借入れに係る債務その他の費用又は信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害の補償については、信託財産を売却し、他の権利者に先立ってその権利を行使することができる。ただし、その権利を行使することが信託の目的に反することとなる場合には、その間、行使することができない。

2 信託法第三十六条の規定は、受託信託会社等については、適用しない。

(受託信託会社等の報酬)

第二百一十一条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の定めに基づき信託財産から報酬を得ることができる。

2 前条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

3 信託法第三十七条の規定は、受託信託会社等については、適用しない。

(特定目的信託契約及び権利者名簿等の公示)

第二百一十二条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の契約書の副本又は謄本を本店及び支店に、権利者名簿を本店に備え置かなければならない。ただし、名義書換代理人を置いた場合には、権利者名簿を本店に備え置くことに代えて、名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

2 受託信託会社等は、名義書換代理人を置いた場合には、名義書換のための権利者名簿の複本を、当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

3 受託信託会社等が特定目的信託に係る信託事務を処理するに当たって行った資金の借入れに係る債権者、各受益証券の権利者、代表権利者及び特定信託管理者は、受託信託会社等又は名義書換代理人の営業時間内においていつでも前二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

(業務の委託)

第二百二十三條 受託信託会社等は、信託財産の管理又は処分に係る業務を他人に委託する場合においては、原委託者又は信託財産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託しなければならない。

2 前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

3 第四百四十四条第五項及び第四百四十六条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（受益証券の引受け）

第二百二十四條 受託信託会社等は、信託法第九条の規定にかかわらず、特定目的信託契約の定めに従い固有財産により証券取引法第二十一条第八項第四号の行為を行うことができる。

2 受託信託会社等は、前項の場合において、受益証券の全部を取得したときは、これを相当の時期に処分しなければならない。

（受益証券の募集等）

第二百二十五條 第五百十條の三第二項及び第五百十條の四の規定は、原委託者が行う受益証券の募集等（証券取引法第一条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。次項において同

- じ。)(について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 受益証券の募集等の相手方は、受託信託会社等に対し、特定目的信託契約に定める費用を支払い、特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本その他総理府令で定める書類の交付を請求することができる。
- 3 受託信託会社等は、前項の請求があったときは、これに応じなければならぬ。

#### 第七節 雑則

##### (非訟事件手続法等の準用)

- 第二百二十六条 非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十二条ノ六(会社及び競売に関する事件)並びに第二百三十五条ノ十五、第二百三十五条ノ十六、第二百三十五条ノ十八から第二百三十五条ノ二十まで及び第二百三十五条ノ二十三(社債に関する事件)の規定は、特定目的信託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 商法中署名すべき場合に関する法律の規定は、特定目的信託について準用する。

##### (不動産登記法等に係る特例等)

第二百二十七条 特定目的信託に係る不動産登記法(明治三十二年法

律第二十四号) 第一百十条ノ五第一項の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る信託業法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「異議ヲ述ベタル受益者アルトキ」とあるのは、「権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述ベタルトキ」とする。

3 特定目的信託に係る金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七條第二項の規定の適用については、同項において準用する信託業法第十六条第二項中「異議ヲ述ベタル受益者アルトキ」とあるのは、「権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述ベタルトキ」とする。

4 第八十三條第三項の規定は、前二項の規定による権利者集会については、適用しない。

#### 第四編 雜則

(大蔵大臣への資料提出等)

第二百二十八條 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、資産の流動化に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、金融再生委員会に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、資産の流動化に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、特定目

#### 第六章 雜則

(大蔵大臣への資料提出等)

第六十一條 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、特定資産の流動化に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、金融再生委員会に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、特定資産の流動化に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、特

的会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第二百二十九条 (略)

(総理府令への委任)

第二百三十条 (略)

(経過措置)

第二百三十一条 (略)

## 第五編 罰則

第二百三十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して届出をしないで資産の流動化に係る業務を行ったとき。

二 第七条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に違反して第七条第一項に規定する書類を提出しないで資産対応証券を発行したとき。

三 第九条第一項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

定目的会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第六十二条 (略)

(総理府令への委任)

第六十三条 (略)

(経過措置)

第六十四条 (略)

## 第七章 罰則

第六十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、同条の登録を受けないで特定資産の流動化に係る業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定による変更登録を受けないで同項に規定する業務を行ったとき。

三 不正の手段により、第三条の登録又は第十一条第一項の変更登

(削る)

(削る)

四 (略)

五 第四百四十二条の二の規定に違反したとき。

六 (略)

七 第五百十条の二の規定に違反して募集等に係る事務を行ったとき。

八 第五百十条の三第二項(第二百五条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して届出をしないで募集等の取扱いを行ったとき。

九 第五百十条の四(第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する証券取引法第四十二条の二第一項の規定に違反したとき。

十 第六十四条第一項の規定に違反して届出をしないで特定目的信託契約を締結したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第六十六条第一項の規定に違反して届出をしなかったとき。

十二 第三条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。)(の届出書若しくは第三条第三項各号(第十一条第五項において準用する場合を含む。)(に掲げる書類、第七条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。)(の書類、第九条第二項

録を受けたとき。

四 第九条第二項第二号の規定による承認を受けなくて同項の資産流動化計画を変更したとき。

五 第十三条の規定に違反したとき。

六 (略)

(新設)

七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(第百六十六条第二項において準用する場合を含む。)の届出書若しくは第九条第三項各号(第百六十六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類、第十一条第三項の書類又は第百六十四条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第百三十三条 次の各号に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百五十二条の規定に違反したとき(前条第一号又は第四号に該当する場合を除く。)

二 第百五十八条(第百五十条の四)第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。(において準用する場合を含む。)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百三十四条 次の各号に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(削る)

一 (略)

二 (略)

第百六十六条 次の各号に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百五十二条の規定に違反したとき(前条第一号、第二号又は第六号に該当する場合を除く。)

二 第百五十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百六十七条 次の各号に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類、第九条第三項の承認申請書又は第十一条第二項の変更登録申請書に虚偽の記載をして提出したとき。

二 (略)

三 (略)



三 第二百五十六条第一項（第二百五十条の四）（第二百二十五条第一項）において準用する場合を含む。（ ）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、第二百五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百三十五条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二百五十条の四（第二百二十五条第一項）において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反したとき。
- 二 第二百五十条の四において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百三十六條 第二百五十七條（第二百五十条の四）（第二百二十五条第一項）において準用する場合を含む。（ ）において準用する場合を含む。（ ）の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四 第二百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（新設）

第二百六十八條 第二百五十七條の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百三十七条 次の各号に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第六十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二百五十條の七又は第五十三條の規定に違反したとき。

三 第七十條又は第七十一條の規定に違反したとき。

第二百三十八條 第二百五十條の四（第二二十五條第一項において準用する場合を含む。）において準用する証券取引法第四十一條の規定による報告書の交付をせず、又は虚偽の記載をした報告書の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百三十二條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

（発起人、取締役等の特別背任罪）

第二百四十條 （略）

2 （略）

3 受託信託会社等の取締役若しくは支配人その他営業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は第二百二十三條の規定により業務の委託を受けた者（法人である場合においては、

第六十九條 次の各号に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第五項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十一條又は第五十三條の規定に違反したとき。

（新設）

（新設）

第七十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

（発起人、取締役等の特別背任罪）

第七十一條 （略）

2 （略）

（新設）

その取締役又は支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委託を受けた使用人）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、第一項と同様とする。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

（特定社債権者集会の代表者等の特別背任罪）

第二百四十一条（略）

2 特定目的信託の代表権利者若しくは特定目的信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

（特定目的会社財産等を危うくする罪等）

第二百四十二条 第二百四十条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第一百八条の八又は第一百十九条の規定による手続により優先資

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

（特定社債権者集会の代表者等の特別背任罪）

第七十二条（略）

（新設）

2 前項の罪の未遂は、罰する。

（特定目的会社財産を危うくする罪等）

第七十三条 第七十一条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第一百九条第一項の規定による手続により優先出資の消却を行

本の減少又は優先出資の消却を行う場合において、同項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 (略)

四 法令若しくは定款の規定又は資産流動化計画の定め違反して、利益の配当、第二百一条第一項の金銭の分配又は特定持分若しくは優先出資の消却を行ったとき。

五 (略)

2 受託信託会社等の取締役又は支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。

一 法令の規定又は資産信託流動化計画の定め違反して、金銭の分配を行ったとき。

二 特定目的信託契約の範囲外において、投機取引のために、当該特定目的信託財産を処分したとき。

(不実文書行使罪)

第二百四十三条 (略)

(預合いの罪)

第二百四十四条 第二百四十条第一項に規定する者が、特定出資又は優先出資の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

う場合において、同項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 (略)

四 法令又は定款の規定に違反して、利益の配当、第二百一条第一項の金銭の分配又は特定持分若しくは優先出資の消却を行ったとき。

五 (略)

(新設)

(不実文書行使罪)

第七十四条 (略)

(預合いの罪)

第七十五条 第七十一条第一項に規定する者が、特定出資又は優先出資の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預

預合いに応じた者も、同様とする。

(超過発行等の罪)

第二百四十五条 特定目的会社の取締役又は第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者若しくは第七十八条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が、第三条第一項又は第十一条第一項の届出に係る資産流動化計画に記載された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発行限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(発起人、取締役等の汚職の罪)

第二百四十六条 第二百四十条第一項若しくは第二項若しくは第二百四十一条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役若しくは監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(会計監査人の汚職の罪)

第二百四十七条 (略)

合いに応じた者も、同様とする。

(超過発行等の罪)

第七百七十六条 特定目的会社の取締役又は第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者若しくは第七十八条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が、第三条の登録に係る資産流動化計画に記載された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発行限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(発起人、取締役等の汚職の罪)

第七百七十七条 第七百七十一条第一項若しくは第二項若しくは第七百七十二條第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役若しくは監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(会計監査人の汚職の罪)

第七百七十八条 (略)

(特定目的会社荒し等に関する贈収賄罪)

第二百四十八条 次の各号に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二編第二章(同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。)に定める訴えの提起、第七十五条第二項において準用する商法第二百六十八条第二項(第四十九条、第一百三十三条の三又は第一百三十五条の五において準用する商法第二百八十条第十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する訴訟参加又は特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三若しくは十分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員若しくは特定社債総額の十分の一以上に当たる特定社債権者の権利の行使

三 第四十九条、第一百三十三条の三又は第一百三十五条の五において準用する商法第二百八十条十の規定、第七十六条の二の規定、第七十七条の規定、第三百三十一条第一項の規定並びに同条第二項において準用する商法第四百三十九条第二項及び第三項並びに第四百五十二条第一項の規定に規定する権利の行使

四 特定目的信託の権利者集会又は種類権利者集会における発言又は議決権の行使

五 特定目的信託の受益権の十分の一以上の元本持分を有する受益

(特定目的会社荒し等に関する贈収賄罪)

第七十九条 次の各号に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三章(同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。)に定める訴えの提起、第七十五条第二項において準用する商法第二百六十八条第二項に規定する訴訟参加又は特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三若しくは十分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員若しくは特定社債総額の十分の一以上に当たる特定社債権者の権利の行使

三 第四十九条において準用する商法第二百八十条十の規定、第七十七条の規定、第三百三十一条第一項の規定並びに同条第二項において準用する商法第四百三十九条第二項及び第三項並びに第四百五十二条第一項の規定に規定する権利の行使

(新設)

(新設)

証券の権利者の権利の行使

六 第九十九条第五項において準用する商法第二百七十五条ノ二の規定に規定する権利の行使

七 第二百一条の規定に規定する権利の行使

2 (略)

(利益等の没収及び追徴)

第二百四十九条 第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項の場合において、犯人の收受した利益又は賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(出資払込責任免脱の罪)

第二百五十条 (略)

(社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪)

第二百五十一条 特定目的会社の取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人その他の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定目的借入れに係る債権者の権利の行使(第六十一条の二第一項、第七十六条の二又は第一百八条の十において準用する商法第二百八

(新設)

(新設)

2 (略)

(利益等の没収及び追徴)

第八十条 第七十七条第一項、第七十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項の場合において、犯人の收受した利益又は賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(出資払込責任免脱の罪)

第八十一条 (略)

(社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪)

第八十二条 特定目的会社の取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人その他の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使に関し、特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

十条に規定する権利の行使に限る。(第四項において「社員等の権利の行使」という。)に關し、特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 受託信託会社等の取締役又は支配人その他の使用人が、受益証券の権利者の権利の行使に關し、特定目的信託財産の計算において財産上の利益を供与したときも、前項と同様とする。

3 情を知って、前二項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、第一項と同様とする。

4 特定目的会社の社員等の権利の行使に關し、特定目的会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

5 受益証券の権利者の権利の行使に關し、特定目的信託財産の計算において第二項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、第一項と同様とする。

6 前三項の罪を犯した者が、その実行につき第一項又は第二項に規定する者に対し威迫の行為があつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

7 第三項から前項までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

(過料に処せられる行為)

第二百五十二条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査

(新設)

2 情を知って、前項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、同項と同様とする。

3 特定目的会社の社員の権利の行使に關し、特定目的会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

(新設)

4 前二項の罪を犯した者が、その実行につき第一項に規定する者に対し威迫の行為があつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

(過料に処せられる行為)

第八十三条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人



人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第二百三十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二編第二章（同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。次号及び第四号において同じ。）に定める登記をすることを怠ったとき。

二 第二編第二章若しくは第三編第三章（同章において準用する商法の規定を含む。第五号において同じ。）に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第二編第二章（同章において準用する商法、商法特例法又は有限会社法の規定を含む。第五号において同じ。）又は第三編第三章（同章において準用する商法又は商法特例法の規定を含む。）

若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第二百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第二百三十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三章（同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。次号及び第四号において同じ。）に定める登記をすることを怠ったとき。

二 第三章に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第三章（同章において準用する商法、商法特例法又は有限会社法の規定を含む。第五号において同じ。）の規定に違反し、正当な事由がないのに、帳簿、書類若しくは書面の閲覧若しくは謄写

の規定に違反し、正当な事由がないのに、帳簿、書類若しくは書面の閲覧若しくは謄写又はこれらの謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 第二編第二章に定める検査又は調査を妨げたとき。

五 第二編第二章若しくは第四章又は第三編第三章に定める事項について、官庁、社員総会、特定社債権者集会、債権者集会、権利者集会又は種類権利者集会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 八（略）

九 第三十八条第二項、第一百十条第二項、第一百三十三の三において準用する商法第三百四十一条ノ三又は第三百十三の五において準用する商法第三百四十一条ノ十二の規定に違反して、優先出資申込証又は特定社債申込証を作成せず、これらに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第三十八条第三項（第一百十条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十一（略）

十二 優先出資証券、単位未満優先出資証券、特定社債券、新優先出資引受権証券又は受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三（略）

十四 第四十九条又は第一百七十八条において準用する商法第二百一

又はこれらの謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 第三章に定める検査又は調査を妨げたとき。

五 第三章に定める事項について、官庁、社員総会、特定社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 八（略）

九 第三十八条第二項又は第一百十条第二項の規定に違反して、優先出資申込証又は特定社債申込証を作成せず、これらに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第三十八条第三項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十一（略）

十二 優先出資証券又は特定社債券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三（略）

十四 第四十九条において準用する商法第二百一十六条ノ二第二項

十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿又は権利者名簿に記載をせず、かつ、優先出資証券又は受益証券を寄託しないとき。

十五 第五十一条第一項の規定に違反して、若しくは第五十五条第二項若しくは第百五条第二項において準用する商法第二百二十七条ノ二第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第六十二条若しくは第百八十八条（第百九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して、社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集したとき。

十六（略）

十七 正当な事由がないのに社員総会、権利者集会又は種類権利者集会において社員又は受益証券の権利者の求めた事項について説明をしないとき。

十八（略）

十九 定款、特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未滿優先出資原簿若しくはこれらの複本、特定社債原簿若しくはその複本、権利者名簿若しくはその複本、議事録、財産目録、貸借対照表、営業報告書、事務報告書、損益計算書、利益の処分若しくは損失の処理に関する議案、決算報告書、会計帳簿、第八十五条第一項若しくは第百二十七条第一項の附属明細書、第九十三条第三項若しくは第六項若しくは第九十七条第三項の監査報告書、第百二十一

の規定に違反して優先出資社員名簿に記載をせず、かつ、優先出資証券を寄託しないとき。

十五 第五十一条第一項の規定に違反して、若しくは第五十五条第二項若しくは第百五条第二項において準用する商法第二百三十七条ノ二第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第六十二条において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して、社員総会を招集したとき。

十六（略）

十七 正当な事由がないのに社員総会において社員の求めた事項について説明をしないとき。

十八（略）

十九 定款、特定社員名簿若しくは優先出資社員名簿若しくはこれらの複本、特定社債原簿若しくはその複本、議事録、財産目録、貸借対照表、営業報告書、事務報告書、損益計算書、利益の処分若しくは損失の処理に関する議案、決算報告書、会計帳簿、第八十五条第一項若しくは第百二十七条第一項の附属明細書、第九十三条第三項若しくは第六項若しくは第九十七条第三項の監査報告書又は第百三十一条第二項において準用する商法第四百四十三条

条第二項において準用する商法第四百四十三条の調査書又は第二百三条第一項の附属明細書若しくは同項第三号の報告書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二十 第六十二条において準用する商法第二百三十九条第五項（第五十九条第二項又は第八十四条第二項（第九十二条において準用する場合を含む。））において準用する商法特例法第二十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第六十二条若しくは第三百三十条第一項において準用する商法第二百四十四条第三項、第七十条第一項（第三百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項（第九十八条において準用する場合を含む。）、第一百三十一条において準用する商法第三百二十九条第二項、第二百二十七条第二項において準用する商法第四百二十条第三項、第八十八条（第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第三百三十九条第三項、第二百三十一（二百三十二）条第二項において準用する商法第二百八十二条第一項、第二百三十四（二百三十五）条第三項（第二百八十二条第三項において準用する場合を含む。）、又は第二百二十二条第一項の規定に違反して、帳簿、書類又は書面を備え置かないとき。

二十一（略）

二十二 第九十五条第二項若しくは第九十九条第二項の規定又は第五十三条第四項において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第五十九条第二項若しくは第八十四条第二項（第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法特例法

の調査書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二十 第六十二条において準用する商法第二百三十九条第五項（第五十九条第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第六項において準用する場合を含む。）、第六十二条若しくは第三百三十条第一項において準用する商法第二百四十四条第三項、第七十条第一項（第三百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項（第九十八条において準用する場合を含む。）、第一百三十一条において準用する商法第三百三十九条第三項、第二百二十七条第二項において準用する商法第四百二十条第三項の規定に違反して、帳簿、書類又は書面を備え置かないとき。

二十一（略）

二十二 第九十五条第二項若しくは第九十九条第二項の規定又は第五十三条第四項において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第五十九条第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第二項の規定に違反して、社員総会の招集の通知に書類又は書

第二十一条の三第二項の規定に違反して、社員総会の招集の通知に書類又は書面を添付しなかったとき。

二十三 (略)

二十四 第一百一条の二の規定に違反して優先資本に組み入れなかったとき。

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 第一百八条第三項若しくは第一百八条の八第二項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する商法第百条(第一百八条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して特定資本の減少を行ったとき。

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 第二百四条又は第一百八条の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

2 第六十六条(第八十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して特定目的会社の取締役又は監査役となった者も、

面を添付しなかったとき。

二十三 (略)

(新設)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 第一百八条第三項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する商法第百条の規定に違反して特定資本の減少を行ったとき。

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

(新設)

2 第六十六条(第八十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して特定目的会社の取締役又は監査役となった者も、

前項と同様とする。特定目的会社の取締役又は監査役が第六十六条第六号から第九号までに掲げる者となつたときも、同様とする。

第二百五十三條 (略)

(法人に対する罰則の適用)

第二百五十四條 第二百四十條第一項若しくは第二項、第二百四十一條第一項、第二百四十二條から第二百四十四條まで又は第二百四十六條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

附則

この法律は、平成十年九月一日から施行する。

(削る)

前項と同様とする。特定目的会社の取締役又は監査役が第六十六条第二号から第四号までに掲げる者となつたときも、同様とする。

第百八十四條 (略)

(法人に対する罰則の適用)

第百八十五條 第百七十一條第一項若しくは第二項、第百七十二條第一項、第百七十三條から第百七十五條まで又は第百七十七條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十年九月一日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。